3月の日程　26春闘後半に向けて

取り組み参加で良い回答を引き出そう

J-WING
日本航空ユニオン宣伝ニュース
No 287(17−06)
2026 年 2 月 27 日
Tel:03-5756-8690　URL http://www.jlu.co.jp　e-mail honbu@jlu.co.jp

日付	3 月の取り組み	日付	3 月の取り組み
1		16	
2	フェニックスビラ 7:30～8:30 回答指定日　（回答団交は 17：15～）	17	PM 中央執行委員会
3	オンライン職討 17：00～19：00	18	
4		19	航空の山場
5		20	
6		21	
7		22	
8		23	
9		24	PM 中央執行委員会
10	PM 中央執行委員会	25	17-04 中央委員会
11		26	
12	航空連羽田空港スタンディング 16:00～17:00	27	
13		28	
14		29	
15		30	
回答後の３日間オンライン職討を行います。ぜひご参加を。		31	

日帰り出張・回勤の負荷軽減を

26 春闘でも「出張パーディアムを増額し、日帰り出張にも支払うこと」を要求に掲げ、粘り強く交渉しています。整備支援で自社機移動をする場合や、NPZ の作業者がエンジンセンターに早朝出社し、社有車で羽田に来るときには、残業手当が支払わるようになっています。最近では、検査業務の地上交通機関による日帰り出張、HMZ-NMZ の相互支援、福岡から北九州へのダイバート対応、OMZ から神戸空港の外航受託など、勤務地外勤務の機会は増えています。

所属事業所から目的地までの距離が 100 ㎞未満のものを JAL では「回勤」と定め、25 年 4 月に「国内回勤に関する取扱い細則」が新設され、取り扱いが明確になりました。その細則、重要なポイントはここだけです。

宿泊に関する取り扱い:回勤先での業務開始、または終了時刻との関係で社員の住居からの通勤が困難であると会社が判断した場合に限り、宿泊を認め、国内出張旅費規程第 3 章に準じてパーディアムおよびホテル代を支払う。

結局、日帰りの場合は何もありません。会社は、「パーディアムは食事の実費弁済であり、日帰り出張や回勤には支給しない」との見解を示しています。

しかし、日帰りであっても勤務地外での勤務は会社指示によるものです。早朝移動、長時間の移動、慣れない環境での業務。宿泊がないだけで、負担がないわけではありません。100 ㎞に線を引いていますが、100 ㎞を超えても日帰りの場合、パーディアムは支給されません。回勤を制度として位置づけるのであれば、出張・回勤それぞれに見合った補償を検討すべきではないでしょうか？それができないなら、せめて通勤負担の軽減を。





移動も仕事。負担には補償が必要。



NISA で増やす→ 値動きが気になる。
定期で守る　→ 静かな安心。
ご相談・申し込みはこちらから